

## **[事案 2020-365] 新契約無効請求**

・令和3年12月17日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2020-364] の申立人の姉である。

### **<事案の概要>**

希望した内容と異なる保険契約であったこと等を理由として、契約無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成30年6月に乗合代理店を通じて契約した変額保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人2名に対し、長期間の保険料の払込みは避けたい旨を相談したところ、5年で払込みを停止すること等を提案され、信用して契約したが、保険期間、保険料払込期間ともに80歳までとなっており、契約締結後5年では運用実績にかかわらず解約控除があるため、払込保険料を相当下回る額の解約返戻金しか受け取ることができない契約内容であった。
- (2) 募集人らから、契約して5年経過した後に保険料の払込みを停止したり、保険料額を変更したりすることが自由であると説明されて契約したが、募集人らは、契約の5年後に途中解約した場合、払込保険料を相当下回る額の解約返戻金しか受け取れないという事実を具体的に説明すべきであった。加えて、解約日または減額日における保険料払込年月数が10年未満の場合に適用される解約控除について、募集人らは説明していない。
- (3) 自分は金融商品に関する知識・経験はほとんどないにもかかわらず、募集人らは、不十分な説明しか行っておらず、自分の収入状況からして80歳まで保険料の払込みを継続することは困難であり、また、家族構成からして高額な死亡保険の設定をする合理性は認められない。契約締結過程に説明義務違反があり、適合性原則にも抵触する。

### **<保険会社の主張>**

募集人は、令和元年8月以降、代理店に出勤せず行方不明となっているため、営業活動記録の内容等を確認したところ、調査結果と申立人の主張内容とは平行線となっており、募集人に不適切な行為があったと判断することはできないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が契約の5年後に払込保険料を上回る解約返戻金を受け取ることができると誤信したとは認められず、募集人らに説明義務違反があったとも認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人らは、申立人に対して、契約内容について詳細に説明をしていない可能性がないとはいえない。

(2) 適合性の原則に直ちに抵触すると認定することは困難だが、申立人が事情聴取において、年収は 300 万円未満であると陳述していることからすれば、月額 14 万円の保険料を継続して支払うことができるか慎重に確認をした上で契約を成立させていれば、トラブルを未然に防ぐことができた。